

鎌ケ谷市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）案の概要

平成30年1月 社会福祉課

1 現行制度

鎌ケ谷市災害時要援護者避難支援計画（平成22年3月）

- ・災害時要援護者の避難支援ガイドライン（内閣府）等に基づき策定。
- ・要援護者は支援を希望する市民からの申し出による。約500名。

2 新制度

鎌ケ谷市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を平成29年度中に策定する。

- ・災害対策基本法及び鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、下位計画として策定。
- ・要支援者は一定の基準に当てはまる人。市に名簿作成義務。
- ・要支援者が同意した場合、自治会・自主防災組織等、民生委員等へ個人情報を提供。
- ・自治会・自主防災組織等、民生委員等の協力を得て、要支援者の個別支援プランを作成。

※ 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の策定に伴い、現行の災害時要援護者避難支援計画を廃止する。

3 今後のスケジュール

平成30年1月～ パブリックコメント（1/24(水)～2/22(木)の30日間）

2月～ 計画決定

3月～ 【市】避難行動要支援者名簿の作成

4月～ 【市】避難行動要支援者に意思確認書の発送・回収

5月～ 関係各課の窓口において計画、意思確認書の説明や相談、受付等

- ・制度全般に関すること 社会福祉課
- ・障がい者・児に関すること 障がい福祉課（こども発達センター含む）
- ・乳幼児、こどもに関すること こども支援課、幼児保育課、健康増進課
- ・介護保険に関すること 高齢者支援課
- ・防災全般（自主防災組織を含む。）に関すること 安全対策課
- ・自治会に関すること 市民活動推進課

6月～ 【市】避難行動要支援者避難支援制度の周知、説明

- ・自主防災組織等（自治会、自主防災組織、マンション管理組合）
- ・避難支援等関係者（民生委員児童委員、社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、基幹相談支援センター、相談支援事業所、避難行動要支援者の関係団体）

【自治会等】避難支援への取組を検討

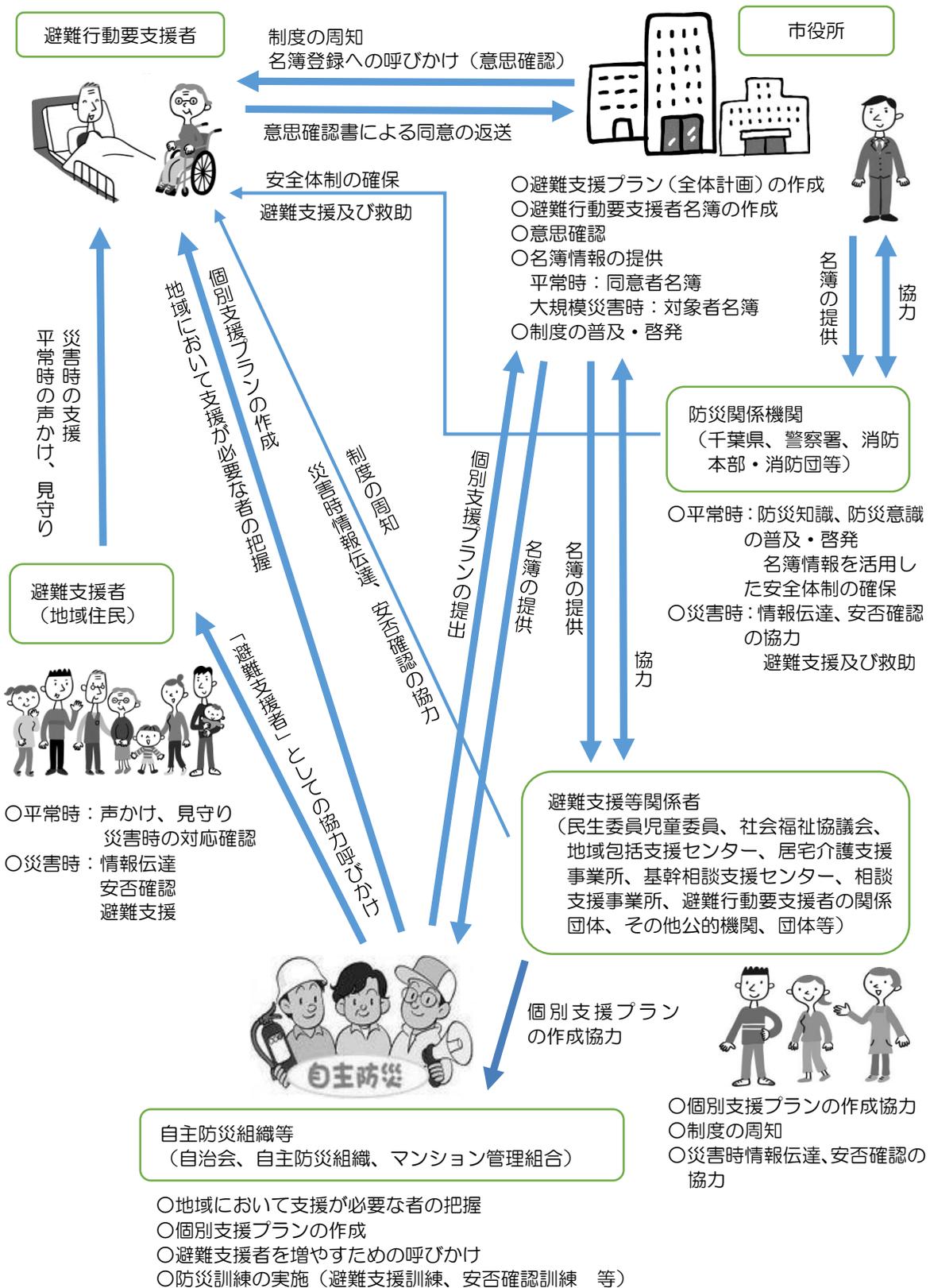
受領書兼誓約書を市に提出

避難行動要支援者同意者名簿受領

要支援者と話し合うことにより、個別支援プランを作成

日頃の見守り活動等の支援活動

4 鎌ケ谷市避難行動要支援者の支援体制【イメージ】



5 関係法令等

(災害対策基本法 一部抜粋)

第四十九条の十一

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

(避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 内閣府 一部抜粋)

1 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定

市町村は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらの者と連携しつつ、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進めていくこと。